

第2回 緑の基本計画検討部会 (京都市都市緑化審議会)

配付資料一覧

1 次第

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 説明資料

資料3

5 関係法令等

資料4

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (抄)
及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法 (抄)

第2回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和6年7月22日（月）午後3時15分～午後5時15分

場 所 京都市役所分庁舎3階 建設局大会議室

次 第

1 開 会	永田みどり政策推進室長
-------	-------------

2 審 議

- ・ 基本理念、基本方針の案文の検討
- ・ 将来像、目標及び紙面の方向性の検討

3 閉 会	朝山事業促進担当部長
-------	------------

緑の基本計画検討部会 委員名簿

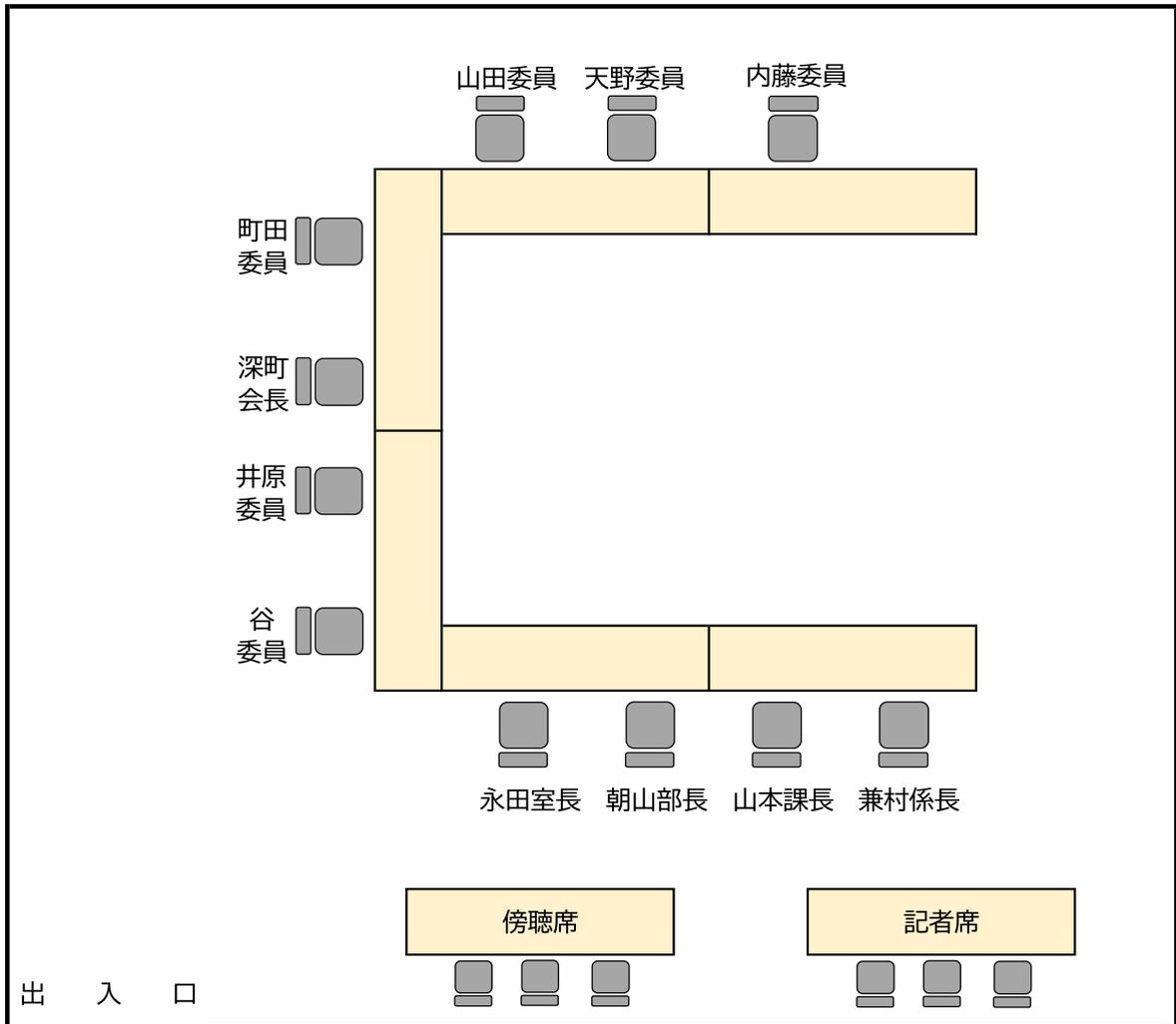
(敬称略・五十音順)

氏名	所属等※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 代表者会議代表者
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和6年7月22日時点

第2回 緑の基本計画検討部会
(令和6年7月22日 午後3時15分～5時15分)

座席表
(於:京都市役所分庁舎3階 建設局大会議室)



(廊下)

第2回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2024.7.22 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

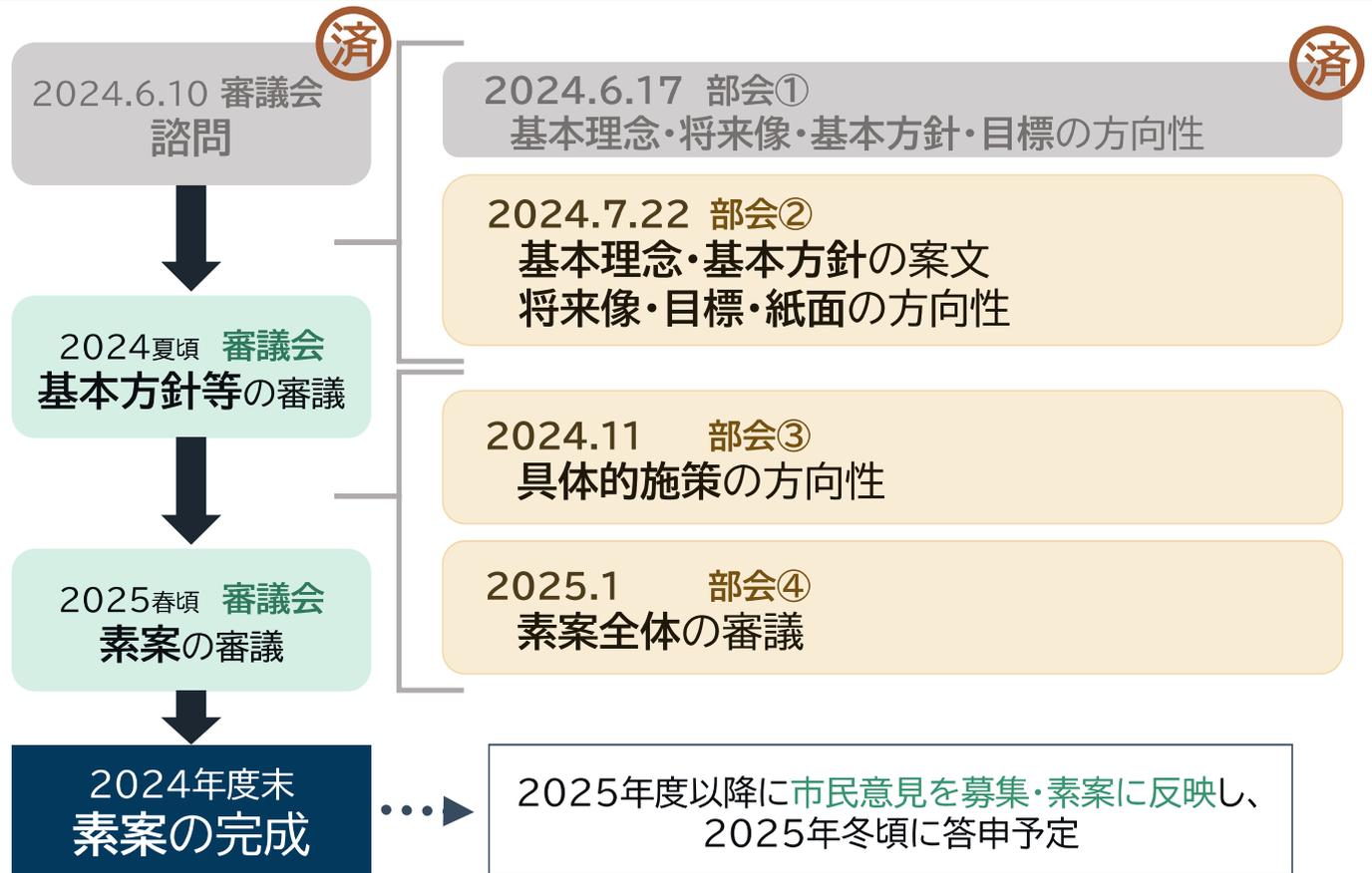
5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

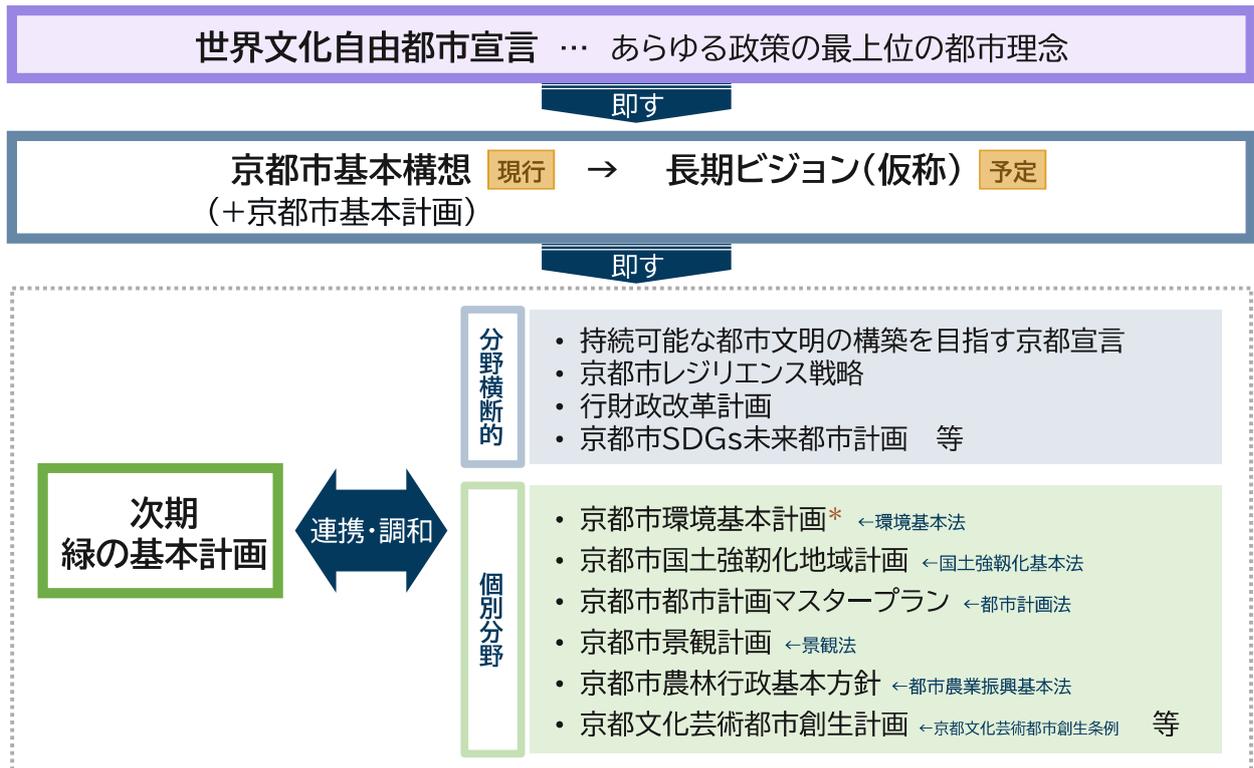
1. 部会の進め方 - 2024(R6)年度の予定 -



3

計画の位置付け

本市の総合計画である「京都市基本構想」の次期計画として、「長期ビジョン(仮称)」を2025年末頃に策定予定。

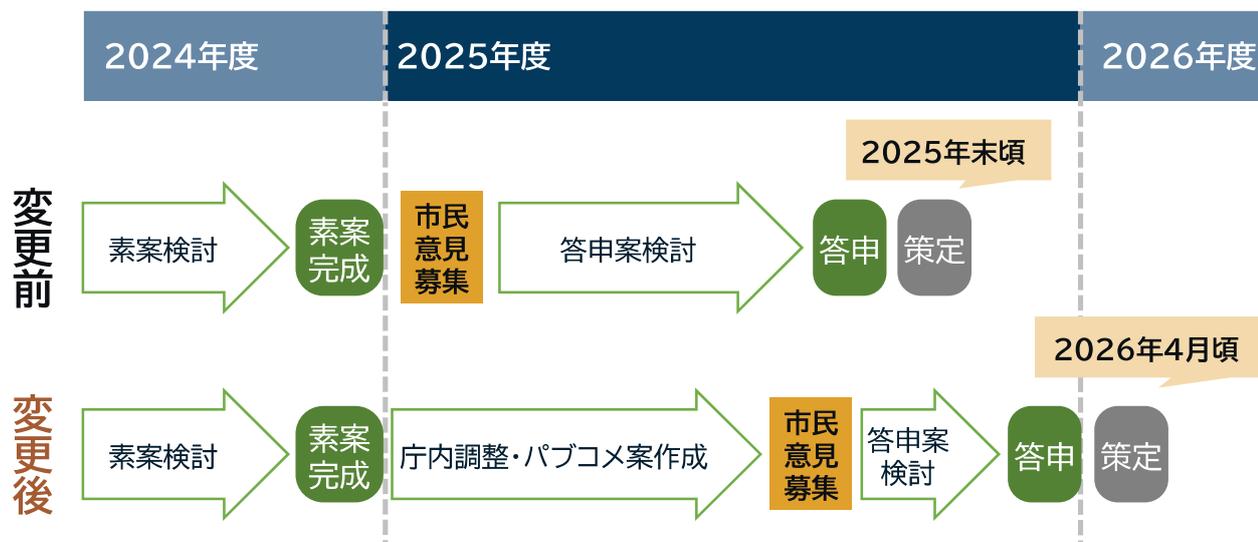


* 京都市地球温暖化対策計画、京都市生物多様性プラン、京都市循環型社会推進基本計画の上位計画

4

1. 部会の進め方 –スケジュールの変更点–

- 長期ビジョン(仮称)との連携を受けたスケジュールの後倒し



point 長期ビジョン(仮称)の検討状況を反映できるスケジュール

point 素案の内容は仮決めとし、適宜再検討や議論のフィードバックを実施

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

2. 計画期間について

■ これまでの計画期間

- いきいきグリーンプラン京都 1993～2001年（目標年次のみ設定）
- 京都市緑の基本計画(第一次) 1999～2009年 … 10年間
- 京都市緑の基本計画(第二次・現行) 2010～2025年 … 15年間

■ 次期計画の計画期間

point 「京都市基本構想」(2000～2025) に合わせて設定

<次期計画の考え方>

- ✓ 理念等の計画の根幹は、「いきいきグリーンプラン京都」策定から約30年の間に普遍的なものに昇華してきており、今後根本的な変更が求められる想定ではない
- ✓ 社会情勢の変化に耐えうる理念計画であることが望ましい



- 社会情勢の変化に応じて見直し、上位計画の期間に合わせて改定を行う
- 見直しや改定に際しては、必要がなければ骨格(理念等)を引き継ぐ
- 視点や指標は、社会的要請や課題に応じた変化を想定する

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

3. 基本理念・基本方針の案文

■ 第1回部会での議論を踏まえた事務局案（下線部分を提案・変更）

基本理念

山紫水明に息づく文化とともに 彩りあふれる千年先の京都へ

公民連携・マネジメントの視点

基本方針1 みどりとひとの輪を広げ、後世に庭園文化都市をつなぐ

環境・生物の視点

基本方針2 あらゆるいのちに寄り添い、持続可能なまちをめざす

文化・くらし・経済の視点

基本方針3 絆と文化をみどりで紡ぎ、安全で豊かなくらしをはぐくむ

point 『みどり』（平仮名）を使用

物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉*

* 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 公園緑地小委員会 報告 2007.6.7(https://www.mlit.go.jp/singikai/infra/city_history/city_planning/10/images/02.pdf)

関連計画との整合（上位計画、分野横断的な計画）

世界文化自由都市宣言(1978) 京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。
(抜粋)

<p>京都市基本構想 (2000-2025)</p>	<p>【安らぎのあるくらし】①すべてのひとがいきいきとくらするまち ②ひとりひとりが支え、支えられるまち ③だれもが安心してくらするまち 【華やぎのあるくらし】①活力あふれるまち ②魅力あふれるまち 【まちの基盤づくり】「…公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。」</p>
<p>持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言 (2017.12)</p>	<p>【2050年の世界の都市のあるべき姿】 生命の源であり炭素吸収源でもある自然との共生が実現している。</p>
<p>京都市レジリエンス戦略 (2019.3)</p>	<p>【レジリエント・シティの実現に向けた6つの重点的取組分野】 ①災害に強いまち ②環境にやさしいまち ③快適で安心安全なまち ④豊かに暮らせるまち ⑤支え合い、助け合うまち ⑥人が育つまち</p>
<p>行財政改革計画 (2021.8)</p>	<p>【新たな価値を創造する5つの都市デザイン】 ①若い世代に選ばれる千年都市 ②文化と経済の好循環を創出する都市 ③持続可能性を追求する環境・グローバル都市 ④「知」が集うオープン・イノベーション都市 ⑤伝統と先端が融合するデジタル創造都市</p>
<p>京都市SDGs未来都市計画 (2021.10)</p>	<p>【2030年のあるべき姿】 あらゆる危機を乗り越え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気にみちた持続可能な京都のまち 【上記の実現に向けた優先的なゴール・ターゲット】 ①豊かに暮らせるまち ②人が育つまち ③支え合い、助け合うまち ④快適で安心安全なまち ⑤災害に強いまち ⑥環境にやさしいまち</p>

関連計画との整合（個別分野の計画）

京都市環境基本計画 (2016-2025)	【目指す環境像】 地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』
京都市国土強靱化地域計画 (2023.5-)	【目指すべき将来のまちの姿】 危機にしなやかに強く対応できるまち
京都市都市計画 マスタープラン (2021.9-2025)	【目標とする都市の姿（5つ）】 ①地球環境への負荷が少ない都市 ②安心で安全な都市 ③活力ある都市 ④誰もが快適に暮らすことができる都市 ⑤災害に強いまち
京都市景観計画 (2021.3-)	【時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進（4つの基本方針の一つ）】 ①“盆地景”を基本に自然と共生する景観形成 ②伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成 ③“京都市らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成 ④都市の活力を生み出す景観形成 ⑤行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成
京都市農林行政 基本方針 (2021-2030)	【将来像（5つのうち2つ）】 ③生態系や環境に配慮した農林業が進み、農地・森林・川の恵みを いかした京都ならではの食文化や景観などの文化が継承され、京都の 魅力やレジリエンスが向上している ⑤「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現、生物多様性保全などの 環境課題や地域コミュニティの維持など、社会的課題を解決し、快適な 生活空間の提供など、農林業が持続可能なまちづくりに貢献している
京都文化芸術都市 創生計画 (2017.4-2027.3)	【基本方針】 成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち

11

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

4. 将来像の方向性

<第1回部会での議論>

- ✓ 「俯瞰図」と「配置図」の両方があるとよい
- ✓ 現在と将来のみどりの様子を対比できると分かりやすい
- ✓ 暮らしの様子が分かりやすいスケールでの図やイラストがあるとよい



「俯瞰図」、「配置図」、「イメージ図」の3種を組み合わせる

俯瞰図（仙台市：2021年）*1



※「百年の杜将来イメージ」として掲載

配置図、イメージ図（浜松市：2022年）*2



※「みどりの将来イメージ図」として掲載

*1 「仙台のみどりの基本計画」(<https://www.city.sendai.jp/hyakunen-chose/kurashi/shizen/midori/midori/kekaku/kekaku2021-2030.html>)

*2 「浜松市緑の基本計画」(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ryokuka/greening/kihonkeikaku/index.html>) ※いずれも最終アクセス日：2024.07.04

4. 将来像の方向性

- 俯瞰図 … 衛星写真等のリアルな画像をベースにした「みどりの現況」



みどりの全体像やみどりのつながりの状況を視覚的に共有



図. 俯瞰図* イメージ

* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>、<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>) を元に京都市作成

4. 将来像の方向性

- 配置図 … 平面図上で模式的に表現した「みどりの配置方針図」



現行計画を継承し、みどりのあるべき姿とつながりを表現

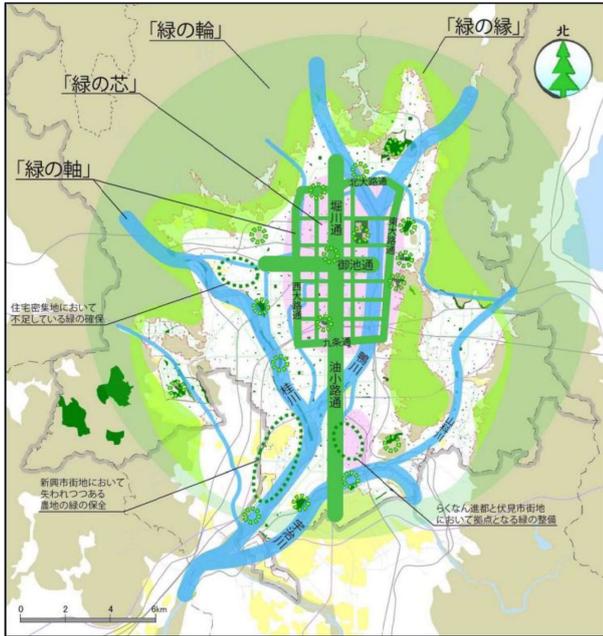


図. 現行計画の「緑の配置方針図」

- 現行計画の配置方針

①みどりの輪・縁

山々、山すそ、河川、水辺のみどり

→ 質の向上

②みどりの輪・縁

市街地のみどり

→ 質と量の向上

point みどりのつながりをより詳細に解析・可視化

4. 将来像の方向性

- イメージ図 … 人や生活のあるべき姿がイメージできるような「図」



くらしとみどりの接点や、理想とするみどりのあり方を表現

様々な生物がいる

庭園を楽しむ

ボランティア活動をする

歴史あるみどりと共に暮らす

森が身近にある

スポーツを楽しむ

地域活動に参加する

美しい借景がある

自然を散策する

園芸を楽しむ

公園がにぎわう

家から山を眺める

環境を学ぶ

農業を体験する

イベントを楽しむ

みどり豊かなオフィスで働く

いきものとふれあう

川で遊覧船に乗る

公園でみんなと遊ぶ

お花見を楽しむ

水辺を楽しむ

街歩きを楽しむ

広場でくつろぐ

紅葉を楽しむ

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

17

5. 目標の方向性

■ 現行計画の目標設定における課題

現行計画の目標・指標と成果

市域の緑（緑被率）

83%をさらに向上 → 同水準を維持の見込み

課題

緑被率はつぶさに進捗を管理できず、急速で多様な社会の変化への対応が困難

市街地の緑（緑被率）

35%から37%へ → 同水準を維持の見込み

point（国土交通省の研究報告書*より）

- ・人口が減少すれば値が自然に増えるため、指標として限界
- ・公園面積の増加が必ずしも環境改善や生活の質の向上に貢献するとは限らない

公園整備（市民一人当たり公園面積）

4.68㎡から10㎡へ → 5.18㎡（2023年度末）

課題

一人当たり公園面積は、みどりの総合的な評価にはなじまない

市街地を囲む周辺の山々の緑

保全、質を重視したマネジメントの推進 → 継続

課題

具体的な指標ではなく、考え方を示すに留まっている

市街地での市民満足度に寄与する指標

緑視率（37視点場） → 約7割の視点場で向上の見込み

課題

緑視率を用いてみどりの総合的な評価を行うには、多くの視点場での評価が必要

緑被率や公園面積といったみどりの量を増やすことを目的化するのではなく、みどりの質の向上を目指すための指標を検討する必要がある

* 国総研資料第914号「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書」、国土交通省 国土技術政策総合研究所、2016年6月(<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0914.htm>)

18

5. 目標の方向性

■ 目標設定の方向性

- ・ 様々なみどりを総合的に評価するため、新たな指標を導入する
- ・ 新たな指標の全体的な動向について、目標設定を行う
- ・ 指標には既存データ・オープンデータ等を活用し、進捗管理の効率化を図る
- ・ 指標のモニタリング結果を都市緑化審議会等で定期的な報告・公表し、施策に還元する

point 他都市の計画においても、複数の指標による総合的な評価手法が増加（名古屋市、札幌市 他）

例：レーダーチャートによる評価

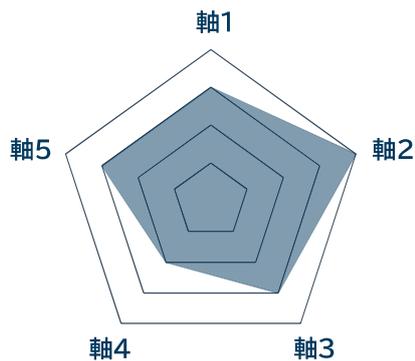


図. レーダーチャート イメージ

軸 … みどりに関する総合的な評価軸を設定

複数の指標により、各軸を総合的に評価

指標 … 成果指標や質の指標を中心に設定

- ・ チャートの形状の変化により、指標全体をモニタリング
- ・ 望ましいチャート形状を定め、それを目標とする

19

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画期間について

上位計画と連携

3. 基本理念・基本方針の案文

第1回部会での議論をふまえて

4. 将来像の方向性

俯瞰図／平面図／イメージ図

5. 目標の方向性

総合的な評価手法

6. 紙面の方向性

読みやすさ、訴求力を重視

20

6. 紙面の方向性

■ 本文の執筆について

スケジュール上、内容の議論と並行して、可能な部分から本文の執筆を開始する

- ・ 計画のフレーム：対象地域、計画期間、対象とする『みどり』の定義 等
- ・ 京都のみどりの魅力：みどりの属性(山、川、公園…)毎に、写真と共に記載する

<第1回部会での議論>

- ✓ 市民を含め多くの人に知ってもらえる、訴求力のある計画であるべき
- ✓ 京都のまちが目指すところを共有するためのツールととらえる
- ✓ 取っつきにくい言葉を使わず、やわらかさを意識するとよい



- ・ 「魅力発信パート」と「各論パート」の2部構成とする
- ・ タイトルについても「京都市緑の基本計画」以外を検討する

21

6. 紙面の方向性

■ タイトル(案)

主題はメッセージを表すものとし、副題を「京都市みどりの基本計画」とする

■ 目次(案)

point 章立てにも柔らかい言葉を使用

- I. 理念
(基本理念・メッセージ)
- II. 山紫水明に息づく文化
(京都市のみどりの魅力)
- III. 彩りあふれる千年先の京都へ
(基本方針、具体的施策の方向性)
- IV. 各論
(それぞれのみどりの方向性)
- V. 資料集・写真集

魅力発信パート【前半】

写真や余白を多く用いて読みやすさに重点を置き、従来の「概要版」の機能も兼ねる

point 従来の行政計画とは一線を画す構成 + 行政計画だが、一見書籍のような体裁

各論パート【後半】

法定事項を網羅し、従来の「全文版」や政策根拠として機能する

(以上) 22

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

都市緑地法(抄)

昭和四十八年法律第七十二号

令和六年四月一日施行(令和五年法律第五十八号による改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。)の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において単に「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項

六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七 緑化地域における緑化の推進に関する事項

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)